

第 1 1 回議会運営委員会記録

平成 3 0 年 3 月 2 6 日

【開催日】 平成30年3月26日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時3分～午後4時21分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河野 朋子
委員	高松 秀樹		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	事務局次長	清水 保
主査兼庶務調査係長	島津 克則	議事係長	中村 潤之介

【付議事項】

- 1 3月定例会に関する事項について
- 2 市議会モニターについて
- 3 その他

午前9時3分 開会

大井淳一郎委員長 皆さんおはようございます。ただいまより第11回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしく申し上げます。それでは、一点目、3月定例会に関する事項について、(1)追加議案について及び(2)議事日程変更案について、事務局から。

中村議会事務局長 それでは御説明します。先週、3月23日金曜日に副市長

より議長に対しまして、今会期中に議案を追加上程したいとの申入れがありました。内容は、そこに書いてありますとおり、一般会計補正予算（第9回）についてということで、繰越明許費の増額、追加です。内容は、御存じと思いますが、理科大の薬学部校舎建設工事、今現在やっているわけですが、そのA棟に係る工事について当初2月末の完成予定であったものが、年度末での完成が難しくなったということ。実際、工程的には、5月中旬頃完成して、6月の供用開始になりそうだがということが、先の理科大の特別委員会で判明をいたしました。この取扱いについて、繰越額等の確定が年度末ぎりぎりになるため、執行部としては、専決処分という形で処理したいと委員会で報告されたところです。これに対して、やはり専決処分というのは最後の最後の手段であるということで、委員会としても、議案としてきちんと上程して議決を得るような努力をしてほしいという申入れで委員会が終わっておったところです。それに対しまして、今回、繰越明許費の追加を上程したいという申入れがあったところです。ついては、その上程に係る議事日程について、協議いただくために急ぎよ朝早くからお集まりいただいたという次第です。それが（1）です。続けて（2）の議事日程変更案ですが、それに伴いまして、本日午前10時から本会議を開会しまして、この補正予算に係る議案を上程、説明、質疑した後に委員会に付託という形を取りたいと思っています。委員会は一般会計予算決算常任委員会になりますので、本会議終了後、この委員会の分科会であります理科大分科会を開会し、審査した上で、その分科会の終了後に一般会計予算決算常任委員会を開会したいと、こういった議事日程で本日は行いたいと思っていますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長　ただいま報告がありましたように、追加議案が出ています。これに伴いまして、議事日程が変更ということで、急ぎよ本会議を本日は開くこととなりますが、皆さんで確認したいこととかありますでしょうか。特にないということで、このとおりに進めていきたいと思っています。それでは、1番については以上とします。2番の市議会モニターですけど

も、この後、議員連絡会議等がありますので、ここで暫時休憩をしたい
と思います。

午前 9 時 7 分 休憩

午後 3 時 8 分 再開

大井淳一郎委員長 それでは第 11 回議会運営委員会を再開いたします。付議
事項 2 点目、市議会モニターについてです。資料 1 を御覧ください。こ
れは前回の議会運営委員会の中で、市議会モニター設置要綱の改正案と
しまして、モニターさんから意見が出ていることもありまして、市民と
共に歩むといった表現を入れてはどうかという御提案もありまして、現
行は今のとおりとなっていますが、事務局から三つほど出させていただきました。
皆さんで御意見をまず賜りたいと思ひまして、できれば今日こ
の案をきちんと、1 条の差替えはまとめていきたいと思ひます。皆さん
いかがでしょうか。

高松秀樹委員 案が三つある中で、案 1 か案 2 かなと思ひています。それ以上
は今のところは分らないです。

河野朋子委員 「市民と共に歩む」ということが新たに入ったんですが、1 番
はそもそも、「より信頼される議会」というのがここにもうなくなったの
で、案 2 のほうがいいのかなど。「より信頼される議会」というのは残し
ておいたほうがいいのかと思うので、そう思ひます。1 番はその言葉自体が
なくなっているので、「より信頼される議会」という言葉は入れたほうが
いいと思ひます。

奥良秀委員 私も 2 番でお願いします。

笹木慶之副委員長 前回も言いましたが、「信頼される議会」というのは、これは欠かせない言葉ですから、その前に入れたスタイルのほうがいいと思います。案2です。

大井淳一郎委員長 私もこれを見させていただきまして、案2はやや情緒的なことになるんですけども、この中ではこれが一番穏当かなと思います。高松委員、1番、2番でしたが、2番でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。それでは案2でまとめていきたいと思います。よろしくをお願いします。続きまして、そのほかの論点を皆さんで更なる協議が必要だということを持ち帰った点について確認していきたいと思います。まず、一番の懸案でありますモニター会議の位置付けについては後ほどとします。まず、考えられるところとしましては、前回、奥委員から言われていたように、3条等にありますが意見等という表現が、あらゆるものを包含するようなニュアンスではないかという御指摘がありました。この「等」を外すというか、はっきり「意見」という形にしたいということですが、皆さんそれで特に問題なければ、そういったことも考えていただけたらと思いますが。これは、字句の問題ですので、また最終調整の中でやっていきたいと思います。モニターの定員ですが、10人程度といった形にしていきたいと思っておりますが、皆さんでこれについてはどうでしたか。割れていましたか。（「10人程度」と呼ぶ者あり）10人程度ということで、よろしいですかね。任期ですけど、1年という意見と4年という意見がありました。一長一短だと思うんですけど。折衷案と言ったらあれなんですけど、任期2年というぐらいではいかがかということなんですけど。高松委員、よろしいですか。任期は大体2年ぐらいを、1年と4年があるということで・・・。

高松秀樹委員 4年というのは、議員任期に合わせて4年としたほうがいいんじゃないかという意見です。1年になると非常に短いスパンなので、もうちょっと長くというときに、考えられるのは4年かなということで4年という意見を出しました。

大井淳一郎委員長 2年というのは、ちょうど委員会の任期でもあります。ただ、今回の場合は、ちょっとずれるので、もっと言えば改選を挟むので、どうしようかなというところもあるんですけども。任期は2年というところぐらいでしていきたいなと思っているんですけど、高松委員、特に大きな支障がなければ。

高松秀樹委員 そうですね。僕は、議員の任期だというふうに思ったんですけど。今、委員長は、委員会の任期が2年なのでということで、納得はしております。今、途中なんですけど、10月に合わせて任期設定をすれば、今回ちょっと短くなりますけどそこは仕方のないことかなと。それ以降、正常化できると思います。

大井淳一郎委員長 今、御指摘頂いた意見を踏まえながら対応していきたいと思います。任期は2年でいきたいと思います。それでは、そのほか問題となっていたことは。

笹木慶之副委員長 確認ですが、第3条第5号「その他議長が必要と認めること」。これは要らないということですね。

大井淳一郎委員長 職務の中でですね。その他議長が必要と認めることというのは、前回ではあらかたそういったことでまとまっていたと思うんですけど、特に皆さんで疑義がなければそのようにしたいと思いますが、よろしいですか。（「それから第4条のただし書の議長の権限、増員。」と呼ぶ者あり）そうですね。ただし、議長が必要と認めた。（「これも要りませんね。いいですね」と呼ぶ者あり）そうですね。どうですか、皆さん。これについて特に支障がなければ。（「前回、私が言ったんですが。」「程度」と呼ぶ者あり）これに柔軟性を持たせるという「程度」という表現を入れたいと。

笹木慶之副委員長 もう一点、前回、第7条の委嘱及び解嘱のところ、2項第3号で、「その他議長が必要と認めたとき」これを私は削除と申しました。これは要ります。これは訂正します。これは残したほうがいいです。

大井淳一郎委員長 これは残すということで皆さんもよろしいですね。それと5条の第2号通学する「もの」、これは「者」に直していきたくて思っています。先ほど言いました3条と8条の意見等の等、これは取る方向で今考えてはいますが、最終的な字句の調整で、先ほども言いましたが、調整していきたくて考えております。それから、これも確定ではないんですけど、8条の提出された意見の取扱いの中で、設置目的に合致したものを受け付けるといった表現を加えていきたくて思っています。それから、少しこれはモニター会議の位置付けの前にこれを確認しておきたいのですが、それから、提出された意見、モニター会議の位置付けと連動しますので、後ほど議論して、その前に担当委員会です。これは広聴委員会にすべきではという意見がある中で、議会運営委員会がやるのか、広聴委員会がやるのかということですが。これについては、皆さんのほうでいかがいたしましょうか。再度確認をしたいと思えます。

笹木慶之副委員長 私は以前より言っておりますように、広聴委員会で取り扱っていただいたほうがいいと思えます。

奥良秀委員 広聴でお願いします。

河野朋子委員 このモニター制度自体、広聴機能を強化するためであって、やはり担当は広聴委員会がしたほうがいいと思えます。それで、さっきの定員とかあの辺り、任期とかも、モニター会議をそもそもどう位置付けるかということとすごく関連してくるんですけど。モニターを広く浅くとか、いろんな人がいろんな意見を出せるように、そういう機会を増やそうと思えば、人数はより多いほうがいいし、任期も私は短いほうがその目的に合致するかなというので、少しその辺りが。それで、モニ

ター会議をどう位置付けるとかということもその辺りに関連してくるので、一緒に少し議論しなくちゃいけないのかなとは思っています。

大井淳一郎委員長 担当は広聴でということですね。今、河野委員が言われたことは、後ほどやりますモニター会議の位置付けとも連動して、議論していきたいと思います。今、暫定ではありますけど、10人程度ということで上げさせていただきました。今のところは公募です。

高松秀樹委員 議運の運営に関する規程の諮問事項を見てみると、具体的には、このようなことは載ってないと思っています。ということは、これは議運から手を離すべきだと思っています。現在ある委員会として受け皿となり得るのは広聴委員会のみであるということから、これは移管をすべきだと思っています。

大井淳一郎委員長 私たちもこれについては、もちろん議会運営に関する御意見等があれば、私たちが対応する、受け取ってやることには変わらないんですが、主管となる委員会については、広聴委員会がいいのではないかと考えています。政策討論会、議会報告会、これらは広聴委員会にテーマ等を上げられて、政策討論会は厳密には違うんですけど、特に議会報告会なんかは、広聴委員会の中で振り分けとかすることもありますので、そちらでやっていくほうがいいのではないかと考えています。なお、うちの会派に広聴特別委員長がいらっしゃいますけど、議運でもし決まればそれに従いますというメッセージを残されました。しっかりと対応していきたいと言われました。それでは、今からモニター会議の位置付けについて議論しますが、それによっては、ほかの要綱も多少変わってくることもありますので、その点、先ほどは暫定的に言いましたけど、その辺は流動的だということをお含みおきいただきたいと思います。それではモニター会議の位置付けです。これについては、職務としましては、これまでどおりモニターさん個人の意見を出していただいて、ただ運用上、ある程度締切りを区切ったりすることは、また細かいところは

詰めながら、冒頭の、モニターさんに集まっていたときにちゃんと説明することは当然なんですけど、そうした現状で行くと。そして、モニター会議はあくまでも冒頭の委嘱状の交付時、そして年度末のときに集まって意見をお伺いするという、現在ではそのような対応をしていますが、これについては、モニター会議、逆に言うとそのモニター会議をしっかりと位置付けて、モニターさんからそのモニター会議で出た意見を意見として、それに対応してはどうかといった、大きく二つに分かれていたと思います。モニター会議の位置付けについては、あり方特別委員会の中で議論されまして、当時もこれについて議論がありました。そのときは、モニター会議の諮問機関と区別すべきだということで、附属機関的な位置付けになるといった経緯もあります。そうしたことで、現在の制度に変えているんですけど、モニターさんから意見が出ているということもありますし、また、特に高松委員からこのモニター会議の位置付けを改めるべきではないかといった御指摘もありますので、それも踏まえて皆さんで再度議論していきたいと考えています。

河野朋子委員　そもそもこのモニターを設置した目的が、いろんな市民の声、幅広く、浅くというか、なるべく多くの人に関心を持ってもらいたいというところから、議会に対しての意見を聴きたいというところから設置したわけですね。当初、40人とかぐらいの規模で募集をしてはどうかと議会のあり方委員会の中で議論しました。少しでも多くの人に関心を持ってもらって、一回でも傍聴してもらったり報告会に来てもらったりして、意見をもらうような仕組みを作りたいということから発したわけですけど、そうは言っても募集の人数も思うようには行かなかったり、当初取りあえずこれでやろうと10人でスタートしたんですけど、やはり当初の目的の「多くの市民の声を聴きたい」というところから考えると、それも皆さんの意見を何か一つにまとめて議会に出してもらいたいということではなくて、個々の意見、ばらばらだと思うんですけど、「より多様な意見を議会に」という趣旨なので、モニター会議とし、一応会議でどなたかが座長になられて意見を取りまとめるということになると、

総数とか一人一人を全部届けられるかというところではないこともあるので、モニター会議の捉え方がそもそもモニターを作ったときの目的と少し変わってくるのではないかという懸念があります。附属機関的な役割になるのであれば、それは今のモニターの仕組みとは違うところでそういうものがもしかしたら今からできるのかもしれないけれども、このモニターに限っては、より多くの人に自由にいろんな意見を議会に出していただくということで、むしろモニター会議という言葉があったことによって、なかなか皆さんに理解をしていただけなかったというこちらの不手際もあるとは思いますが、その辺りで会議で何かまとめたりとか、そこで議論して一つにということよりは、自由にどんどん出していただくほうがいいんじゃないかと思っています。モニター会議という言葉自体がこういうふうに挙げたこと自体どうなのかなと思っています。

大井淳一郎委員長 もともとモニター会議という言葉はなくて、市議会議員と意見交換を行うことということでまとまっていたところがありました。これをモニター会議という言葉にして、そのほかにモニター会議という条項を特に設けなかったこともあって、この位置付けをどうするかという指摘も、モニターさんも含めてされたということがあります。今、河野委員から意見がありましたが、これに対しまして皆さんで。

笹木慶之副委員長 河野さんと同じような考え方なんですが、そもそも議会基本条例が想定しているこのモニターの目的ですね。それに立ち返ってしっかりと対応していくべきだろうと思います。決して、これは諮問機関という形のものではないということをはっきり整理しておかないと、取扱いが全然変わってきますので、それが必要であればそれは別の形で検討すればいいと思います。だから、モニターという制度の性格からして、自由かつ達な意見をしっかりと聴かせてもらえるという形で受け止めて、文言の修正がありましたが、このモニター制度の設置目的に合致したものとしてそれを受け止めていくことをしっかりとやっていくべきだろうと思います。

大井淳一郎委員長 そのほかの委員の御意見を伺いたいと思います。

高松秀樹委員 前回から全く変わっていないんですけど、今お二人が言われたのと全く違うモニター会議を想定していて、そうあるべきだと思います。なぜなら、理由の一つに皆さんが言うモニター会議が、恐らく今のモニター会議に近いのかなと思いますけど、結果これだと思っています。非常にうまくこと対応できていないというのが現実なのかなという気がしていますし、議会基本条例は、僕は当時制定委員長でしたので、精神は非常に分かっているつもりです。合致したモニター会議を作ることは十分可能なのかなと思っています。

大井淳一郎委員長 参考までに、もし奥委員からあれば。

奥良秀委員 私も、モニター会議がそもそもどういうものかが把握できていませんでしたが、いろんな意見を聴いて、河野委員が言われるとおりの小さい意見も拾い上げてという会議だと思っていたので、諮問機関であったり答申を出すとかとは違うんじゃないかなと思っています。

大井淳一郎委員長 このように意見が割れているところですが、私としましてもこういったモニター会議の充実というか、出された意見に対して十分に対応し切れなかったことの反省もありまして、モニター会議の位置付けについて少し考えた時期もあって、皆さんにもお諮りしたこともありましたが、モニター制度の経緯については、多様な意見、多くの人から意見を出してもらうことが必要だと考えています。率直な、素朴な意見が好ましくて、専門的な意見は芽室でやっている議会改革諮問会議といった附属機関で、それこそ議会改革のアドバイザーになっていただいている方にも来ていただいて、本格的にやるべきだろうと思っています。それ以外の、私もよく聞くのが、例えば議会モニターさん個人的に聞いたのが、「議会の案内とか会議とかホームページを見れば分かるけ

れども、私たちも十分見れないのでそうした案内を送って知らせてくれたら行けるようになる」と。「本会議だけじゃなくて委員会とか議会報告会とか、そうした周知をやってくれ」という素朴な意見とかも含めて。別のモニターさんから文書で頂いていますけれども、一般質問とかライブで見るときに、一般質問する人の資料とかが提出されるけれども、これがライブで見えていたら分からないと。だから、できればそういうのを新たにアップしてほしいという意見も出ていますので、そういったこともどう対応するかは私一人で勝手に決めるわけにはいかないんですけど、そういったことも含めて、率直な、素朴な意見に対応するのがモニターなのかなと思っています。附属機関というのは、私もトライはしてみたいんですけど、現状では難しいのかなというのが率直な意見です。

高松秀樹委員 今、委員長が素朴な意見という言葉は何回も捉えられましたけれども、僕は今出されている皆さん、非常に素朴な意見なのかなという気がしています。皆さん恐らく議会経験者ではなくて、そういう市民の皆さんが出される意見、これがいわゆる素朴な意見のはずなんです。意見に色は付いていないと思っていますので、委員長が言われるように、素朴な意見素朴な意見と言われると、何が素朴なのかなという疑問が湧いてきます。今いらっしゃるモニターの方々に失礼な意見に当たると思っていますので、色分けではなくて市民の皆さんが出された意見がやっぱりそういった意見だと思っています。

大井淳一郎委員長 私の表現が不適切だったところは改めますけれども、そうした意見も踏まえて真摯に対応していかなくてはいけないのはそのとおりだと思います。ただその一方で、私たちも全て対応しきれないものもありますし、例えば執行に対することを言われても、私たち議会としてもなかなかそれはそれで鋭い指摘なんですけれども、議会としては対応し切れないというのもあります。ですから、意見は、いい悪いというのはなくて、素朴も専門的もないのかもしれないですけど、対応し切れるし切れないというのはあるということは、皆さんもお分かりいただける

かと思えます。いずれにしても、私たちは出された意見に対して対応できるものはしっかり対応していきたいという姿勢は、今までは不十分でしたけども、今後今まで以上にそこは充実させていかなければいけないなという点では皆さん共通だと思います。

河野朋子委員 初めての試みということでやってみて、1年もたっていませんけれども、モニターの皆さんにはストレスというか不満がかなりたまっているかなと思いました。それは理由があって、原因の一つはモニターの皆さんに何をやってもらうのか、モニターについての説明が十分できていなかったなというのが反省なんですけれども、そもそもモニターの仕事をもうちょっと具体的にというか、どういうことをするのかということや丁寧な伝えるべきだったなということと、出された意見に対しての対応がいろんな事情があったとはいえ、スピード感がなくてお待たせしたとか、いろんな意味では1年目、反省すべきことがたくさんあると思うんですけど、対応がなかなか難しいというふうに行かなかったから、モニター会議を作ってそれを解消・解決したいと言われたんだけど、私はそうじゃなくて対応が十分できていなかったんだけど、それは少し次の年度からは丁寧にやるということにして、仕組みそのものは最初の目的、何遍も繰り返しますけど多くの人から多様な意見を頂くということに原点というか、そこは変えないほうがいいのかなと思いますけど。高松委員は対応が今までうまく行かなかったから、モニター会議をきちんと作ることによって、それがスムーズに行くんじゃないかという御意見でしたよね。

大井淳一郎委員長 運用上としては来年、これはまだ案ですけども、締切りというのを今年度は特に設けずにやったもんですから、本当に8月に出した意見が今頃かというのは、大変申し訳なかったと思います。そのようなことがないように、4回程度、締切りを設けて、その締切りからこれはまだ具体的には決められませんから、標準的な期間を設けてその中で対応してく。もちろん対応できるものもあれば対応できない、将来課

題というのは絶対あるんです。仮にモニター会議の位置付けがどうであれ、これは変わらないということはありません。モニター会議でまとまった意見だからいい、個人の意見だから悪いということはないです。それこそ先ほど高松委員が言われたように意見には色がないということにもつながります。個人であろうが何人かでまとまった意見であろうが、それは一つのしっかりとした意見として真摯に対応していくことに変わらないと考えていますが。

高松秀樹委員 3月29日にモニター会議が開催されるんですね。ここにあるように、市民と共に歩むと標ぼうするのであれば、3月29日にモニターの皆さんが来られるのであれば、モニターの皆さんの意見も聴きながら来年度のことは考えていったらどうなのかなど。年度末も近づいていますから、今年度の終わりの部分だけはきっちりして、来年度についてはより精度の高い、いわゆる制度設計をしていって、それから2年間やっていったらどうかと。そのときの情報を3月29日に頂ければ、それをまた議運の中で協議したらどうなのかなという気がしています。

大井淳一郎委員長 高松委員から提案がありました。

河野朋子委員 3月29日にモニターの方から制度についての意見を聴いてからと言われましたけど、多分、先日議長宛てにモニターの見直しについての御意見を頂いていますよね、4名の方でしたっけ。7名いらっしゃる方の中で4名がまとまって出されているので、そういったことにある程度落ち着くかなと思いますし、事前にそういうものも頂いているので、それを基にここである程度しっかりしておいたほうが、29日を待つというよりは。特に諮問的な答申とかの形のものをモニター会議に機能を持たせたらどうかという御意見が強いようなので、そこをしっかりとここでどうなのかということ議論しておくほうがいいのかなどは思いましたが。どうですか。また新たに出るんですかね。

高松秀樹委員 そのとおりって部分もあるんですけど、恐らく決着付かないかと、今回のこの議運ではという気がしています。モニターの皆さんは、あの要望を出されてから傍聴にも来られています。そして、録画を見られていると思います。つまり、ここでどういう議論がされているか御存じだと思います。その上で要望は出されましたけど、私たちはモニターの皆さんと実際、率直な意見交換をしていないですよ。一方的に出されているので。そこの辺の気持ちも聴きながら次年度のことはやっていったらいいと思います。今日に決まらんのかなと思いつつ、どうしても決めるというならですけど、何となく決まらないような気がするんです。29日に一回聴いてもいいんじゃないかなという気がしますけど。決まるんならええですけど。

大井淳一郎委員長 高松委員御承知のとおり、議会運営委員会ですから多数決というわけにはいかないんで、それは難しいんじゃないですかね。

笹木慶之副委員長 何回も言いますが、もう一回話を原点に戻していかんとね、根っこが切れた状態になってしまったみたいなんですけど、そもそも議会基本条例を引用した中で、このモニター制度を導入していかうとして動機がはっきりしていないから、混乱を招いて誤解を招いてというものも多々あるように思います。だから、そもそも何だったのかというところを整理して行って、それから次の段階として、そのことが大きな不測の状況が見えるものであれば、それはまた変える必要があろうかと思いますが、モニター制度というのは議会基本条例の中で求めているものがあるわけですから、それを逸脱すべきではないと思います。ただ、それでは足りない何かがあるならば、それは別の形のものを作っていくということは、また別で検討していけばいいと。だから、これイコール諮問、あるいは答申という形のものには移行できないというか、それを求めているわけですから。それを今ここでああだこうだ言うことは別サイドだと思います。だから、あくまでそもそものモニター制度がどうだったのかということ整理をして行って、そこで一回けじめを付けて、それ

から先はそれから先として進んでいかんと、最初のモニター制度の皆さんに発した発信が誤解を招いたということに原因があると思いますので、それを整理すべきだと思います。

高松秀樹委員 まず議会基本条例は、この山陽小野田市議会の在り方をほぼ網羅していると思います。このモニター制度を作られたときは、私も奥委員もいませんでした。だから、今いらっしゃる議員の皆さんの中で、議会基本条例のどこを捉まえてこのモニター制度を作ったのかという説明をしていただきたいと思います。

大井淳一郎委員長 そうですね、あり方委員会ですけど。ちょっと答えられますか。

清水議会事務局次長 議会基本条例、9月議会で改正をしました。というのが23条の広聴の充実というところでした。議会基本条例にモニター制度に合致するような規定はありませんで、そこには意見箱の規定がありまして、それは広聴機能の充実ということですが、それはちょっと難しいなということで、ここを議会広聴の充実に変えたということです。モニターもそういう議会広聴の充実という中で検討しながら、これに合致するように条例を改正したという経緯があります。

大井淳一郎委員長 不正確だったら申し訳ないですけど、議会基本条例との連動というか議会基本条例の理念を受け継いでいるんですが、あり方の中で幾つかの検討項目がありました。その中で、まず議会機能を上げようよということで政策監視機能と政策立案。2番目の柱ぐらいに市民参加があって、その中の一つとして議会モニターが上がってきたかと記憶しています。その議論を進める中で要綱を定めて、当初は公募を10人プラス諸団体の人をお願いする、数多くの人から意見を聴くという経緯で始まったと記憶しています。

高松秀樹委員　ということは、次長が説明した２３条のところの「多様な広聴手段の一つ」であるという捉え方でもいいということですよ。つまり「多様な広聴手段の一つ」と非常に広範囲なことを示すということですね。

大井淳一郎委員長　ですので、広聴委員会に担当をお願いするという事になるかと思いますが、さてどうしようという感じです。

河野朋子委員　原点に戻ってはと言われたけど、原点がそこで、多様な意見、多くの人から出してもらおうというところから発していますので、それと諮問的なものとの整合性、そこまでは当時は想定していませんでしたし、モニター会議という言葉が誤解を生んだのかもしれませんが、モニターの皆さんとの意見交換ぐらいの感覚ではあったんですが、そこで誰かがリーダーになってある程度意見を集約して議会へ出していくというようなことは全く、作ったときはそうですし多分募集したときもそうですけど、想定していなかったんですが、今回、モニターがすごく皆さん熱心にいろいろと議会に対して注目してもらって、意見も出してもらって、そうなるのだんだんこうあるべきじゃないかというものがどんどん強くなってきていただいたのは有り難いと思うんですけど、そういうことはもしかしたら別のステージできちんと、もっともっと専門的にとか深く議会に対して意見を出そうというような動きがあれば、自然発生的にというかこちらがある程度仕組んでいかなくてもいけないんですけど、附属機関の設置というようなことも今後は少し考えられるのかなとは思いますが、だからといって即モニター制度とそれが結び付かないんじゃないのかなと、繰り返すようですが思っています。少し理解していただけたらと思います。

大井淳一郎委員長　参考までに、芽室町ではモニター制度があって、何年かは忘れましたが議会改革諮問会議という附属機関を設けたという経緯はあろうかと思えます。

高松秀樹委員 河野委員が言われることも分かるんですけど、まず、附属機関という言葉と諮問機関という言葉が使われましたけど、このモニター会議の位置付けの問題だと思うんです。例えば、議会基本条例を根拠にして附属機関を設置するというのであれば言われるとおりだと思います。しかし、このモニター会議というのは法的にも条例上にも位置付けのない会議であることができるはずなんです。つまり任意の会議体として据えることができる。そういう会議体の中で運用していけば問題ないのかなと。もう一遍言いますが、諮問とか附属とか言われると根拠はどこだという話になって、誰が招集してどうなるという話になるんですけど、そこをちょっと法的な会議の位置付けを外せば運用できると思っていますけど、違うんかね。

中村議会事務局長 諮問とか附属機関ですね、これを議会が持っているのかどうかは随分前から。そもそも議会がそういった集合体ですからそこは議論されたところで、ただ議会も独りよがりな判断をしてはいかんだろうというところで、附属機関も持つべきじゃないかという意見があった。何の根拠で持つかといったところで、議会基本条例にうたって、本市の基本条例でいうと第22条ですが、附属機関の設置ということで、「議会は審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます」という条文を入れています。だから、よそで附属機関を作っている、いわゆる諮問するための機関を作る場合は、この条文を根拠でもって条例を作って附属機関を設置しているところがありますので、今委員の言われるような諮問機関にするということであれば、うちの基本条例の第22条に基づいた条例による附属機関を設置するのが今の基本条例の趣旨だと思っています。

高松秀樹委員 いろいろ言われたんで一つずつ行きますけど、まず附属機関なんですけど、当時から総務省の見解は非常に前向きではなかったです。

ただし、先進的に自治体議会が附属機関の設置を条例にうたい込んでいます。うたい込むことによって附属機関の設置が可能になっていると理解しています。ただし、それが総務省から拍手喝采されるかということそんなことはないということです。でも、できるかできないかということ、これはできるということだと思います。ただし、私たちも安易に附属機関を設置するということになれば、附属機関の種類にもよるんですが、行政サイドの附属機関と競合する場面も出てくるので、そこは慎重にすべきと思っています。そして、次に言われた諮問機関の場合ですが、私は諮問機関にきなさいという話ではなくて、任意の会議体とすべきだと思います。それは、法的にも条例上にも根拠がないものを持ってきたらどうだろうかという、これは提案なんですけど。あんまりガチガチに縛られると動きも鈍くなるので、そういう会議体が存在できんのかなというのが提案で。だから、河野委員が言われるのがもっともな話なんですけど、ちょっとそこを緩めに設置できんのかなという気はしています。

大井淳一郎委員長 高松委員、任意の会議ということ、これは厳密には違いますけど要請書として4人から出されていますよね。こういうような形でいいということですか。4人じゃ困るから、7人、10人でポンと連名で。要請書が出ているじゃないですか。そういう形にもなるんじゃないか。（「任意の会議」と呼ぶ者あり）任意の会議とは。

高松秀樹委員 任意の会議体というのはあくまでも議会側が設置をするという。例えば10人なら10人という中で公募をして、そこに入れていただくということだと思います。任意の会議と法的に位置付けのある会議の違いは、民間の方を入れるときは恐らく費用弁償のことも含めてあると思うんで、それを取っ払うことができないのかなという気がしています。

大井淳一郎委員長 でも、要綱には位置付けるんですよね。例えば、要綱外でモニターさんが集まって任意で話し合われて、個人で出していたけど、俺たちでまとまって意見をやろうよと。で、出したと。それが一人か

10人かの違いで、むしろそうやってまとまってきての意見であれば一人でも尊重しますが、それはそれで対応できる。それはむしろ僕らの外で、モニターさんが集まられてやられることで、僕らは逆に関与できないのではないかと思うんですけど。そうなると、要綱と外になるから。

高松秀樹委員 もちろん、それも想定したんですけど、現実問題としてモニターの皆さんが、いわゆる勝手に集まって協議するのはあり得ないなという気がして、あくまでもそういう受け皿は議会側が作るべきであろうと。これから先は協議が入るんですけど、例えばモニターさんが10人集まっているいろいろなやられても、方向性が見出せないことが絶対あるよなど。そこをどうするのかというのは今後の検討課題ではあるんですけど、一番最初の入り口のところで、モニター会議の位置付けが僕と皆さんが違うんで、ここから先ちょっと議論ができないんですけど。

大井淳一郎委員長 高松委員が言われるモニター会議というのは、要は諮問会議とか答申という話とは離そうよということですよ。それであれば、それが一緒だと相入れないところもどうしても出てくるので。ただ、今言われた提案が要綱の中でどう生かされるかというのは、私も技術的なことは全て承知できないんですが。

河野朋子委員 結局ちょっとイメージがなかなかできなかったんですけど、高松委員が言われるモニター会議を作った場合のメリットというか、どういう部分が作らないときとの違いというか、その辺りどういうふうに考えたらいいんでしょう。モニター会議を作ることによってどういうメリットがあるのか教えてください。

高松秀樹委員 例えば、いろんな意見が出ると思います、10人いらっしやれば。それをモニター会議の中である一定の方向にもむことができるのかなと思います。もむというのは、いわゆる少数の意見を排除するという意味ではなくて、その少数の意見は少数の意見で報告していただければ

いいのかなと思いますし、モニターさんのある程度自主性とか規律性というのがモニター会議の中で培われれば、私たち受け取る議会のほうもそこは受け取りやすい面も出てくるような気がします。もちろんやったことないんで想像なんですけど。皆さんの意見一緒なんですけど、それはやっぱりモニターさんにとってもせっかく公募されたので、モニターさんも市のため議会のためになりたいと思ってやられている、私たちも市民のためまちのためにやっている、その目的は一緒なんできつといい方法があると思っていますので。でも今日は恐らく決まらないなという気はします。

河野朋子委員 モニターさんから意見を出してもらおうというのは、そもそも広く浅くというか、たくさんの人からいろんな意見を聴きたいというのがそもそもなんですけど、今のお聞きするとモニター会議を開いて、ある程度皆さんの意見を聴いたりまとめたり、少しそういうところでモニターの皆さんに負担というか仕事が掛かるような気がして。ただ意見を出せばいいという気軽な感じで参加していただきたいし、そういう人をたくさん増やしたいと思っているこちらとしたら、それだけの仕事というか負担を掛けるんだったら、逆に人数がそれだけ公募してもらえるのかなということも心配の材料があって、議員はそれなりの責任と裏付けの報酬を頂いてやっていますけど、モニターの皆さんはほとんどボランティアみたいなもので、そういった人たちにそこまでの仕事とか責任をお願いするのは。ちょっと後ろ向きかもしれませんが、どうなのかなとちょっと疑問を感じます。

大井淳一郎委員長 言われるとおりの多様な意見が出るためには、10人おれば10人が自由かつ達意に意見が出る状況じゃないといけないと思います。一人二人が意見を出して、それがモニターの意見だと言われても、僕らもそれはどうかなというところもありますんで、やはり10人が10人、もちろん温度差はあります、人間それぞれ違いはありますんで。それぞれが意見を出してもらおう雰囲気というか出しやすい雰囲気も作っていく

ことが必要なのかなと思っています。だから、モニター会議の位置付けが、高松委員の御提案もあったので、私たちもできる限りできないかなという思いもあるんですけども、いずれにしても皆さんが意見を言えるという状況が好ましいと思っています。今回出された意見もありますけれども7人中3人だけなんで、ほかの方の意見も含めて聴きたいなというのは。もちろん来年度はどうなるか分かりませんが、やはりそれが望ましい姿だと思うんですけどね。手法は法に反しない範囲で柔軟に考えていかなくتهはいけないという思いはありますが、今日は確かにいい知恵が浮かばないですね。

笹木慶之副委員長 何度も行きますが、また元に戻るんだけど、なぜ原点に戻って話ができないんですか。そもそも何のためにモニター制度を導入したかというところ。これはあり方委員会の中で相当時間を長く掛けてやって、ただ、やった結果まとめ方がまずかったから、誤解を招いたというところは反省しなくてはなりません、その反省すべきところをまず改めて再スタートして、更に足りないところがあればそれはそれとしてまた違ったものを求めていくということだと思えますが。やっぱり、今諮問とか答申という言葉がありました。これはやっぱり、地方自治法上の言葉、いわゆる行政用語として受け止めるならば、これはそれなりに意味があるわけですから、次に何もなしに軽く諮問する、答申するというには言葉とすればならんと思えますよ。それはあくまでも意見を聴くということであって、諮問する、答申するというのは何か重大な案件があって、それに対して将来どうしていこうかということに対して諮問をし答申を頂いて。ただ、頂いたものをそのままにするのではなく、意見を踏まえて執行をするということですから、やっぱりそこは厳格に受け止めていかんと、ここで幾ら都合のいいように話をしたとしても、受け止めるほうはそう受け止めんと思えますから。私はさっきから言うように、もともと作ろうとしたときの原点に戻って、不備なところは整理をして再スタートをする。そして、なおかつ、不備であれば次のロケットを発射するという形でないと収まらんと思えます。

高松秀樹委員 諮問して答申せよと言っているわけではないんです。諮問・答申というのは、言われるように附属機関であつたりで議長が諮問して、議長に答申を返してくれという話だと思うんですけど、任意の会議体としてモニター会議の意見を出してほしいというにとどまっているんです。だから、いわゆる地方自治法の位置付けがなくてもできるんじゃないんですかっていうことを言っているわけです。

大井淳一郎委員長 諮問機関、答申というのは高松委員が・・・

笹木慶之副委員長 それがモニターでしょ。だからモニターしているわけだから。これ以上やっても平行線かもね。

大井淳一郎委員長 諮問とか答申ではなく、何か柔軟にできないかという高松委員の提案なので。僕らはどこまでできるか分かりませんが。でも、議会運営委員会は一応全会一致を常として、お互いがお互い互助で行くのが筋ですので、今日のところはなかなか。（「3月29日のモニター会議のときに」と呼ぶ者あり）そうですね。そのときに、今日の議論も踏まえてお伝えしたいと思います。いずれにしても、私たちもモニターさんも一定のルール、マナーの下でやっていかなければいけないと思っています。お互いが敵ではないし、いみじくも要請書書いてもらって、応援団ということを書かれましたんで、厳しい意見もたくさんありますけど、私たちはそういった応援、いい意見を頂こうと思っていますんで、その辺はできる限り酌んでいきたいという思いはあります。ただ、位置付けとかありますんで、そういったものをクリアしながら、一番いけないのはモニター制度に対する説明、それから職務、僕らが求めているものとモニターさんがやろうとしていることが食い違っていたことが問題だったと思います。その辺はしっかり符合させて、時間が掛かるかもしれませんがいいものにしていきたいというのは、多分皆さんも同じ思いだと思います。そのほか、皆さんこのモニターについて、ちょっと言ってお

きたいこととかありますか。

河野朋子委員 前回も言いましたけど、任期の終わりが3月31日までとしていましたが、これはやはり少し。議会の流れに合わせて延ばすというか、3月議会が終わって議会報告会が終わったぐらいまでに延長したほうがいいと思います。

大井淳一郎委員長 これについても、前回議論したように、確かにきれいに年度末というのはあるんですけども、ただ3月議会に対する意見とか報告会とか、そうしたものの意見も頂きたいという思いもありますので。ほかの附属機関も必ずしも年度末というわけではないということもありましたので、最大で1年とか2年、例えば来年は3月で終わりとかになると短くなりますし、そういった年度というか任期の締めについては、今回の6月30日という提案している形で行きたいと思っています。この点についてはいいですか。（「前回もう決まった」と呼ぶ者あり）そうですね。確認ということで。モニター制度については以上とします。それでは、その他、資料2です。もう6月議会。5月はまたありますんで、これは、はい。6月議会についてですが、説明をお願いしたいと思います。

中村議会事務局議事係長 それでは、3番目その他。資料2です。今おっしゃいました6月定例会日程案です。執行部のほうとも調整をして、案で示させていただきます。6月5日が告示、その次の日が一般質問通告締切りで、翌日7日の議運を経て、週が明けて12日の火曜日が本会議初日で考えています。次の日13日の水曜日から総務文教常任委員会と分科会、14日木曜日が民生福祉常任委員会と分科会、15日金曜日が産業建設常任委員会と分科会で考えています。18日の月曜日は委員会の予備日を設けています。19日火曜日、20日水曜日、21日木曜日、22日金曜日、25日月曜日まで、一般質問の日にちを設定しています。26日火曜日の休会を挟み、27日水曜日が一般会計予算決算常任委員

会の全体会、28日木曜日議事整理日による休会を経て、29日金曜日本会議最終日で案としてお示ししています。

大井淳一郎委員長 6月定例会の日程案についてですが、皆さんで確認したいことがあれば。

高松秀樹委員 委員会中継システムは、まだこのときには付いてないの。付いている。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 6月定例会では、まだ同時中継できるような体制にはなっていません。9月からを予定しています。

高松秀樹委員 理科大は、あれば予備日に入ってくる。予備日扱い。

清水議会事務局次長 予備日にも入れることもできますし、12日の本会議初日の終了後に委員会を入れたこともあります。それは、議案が出てみないと分かりませんので、その辺りは御協議をいただくようになるのかなというところですか。必ずあるであろうと思われる委員会を設定しています。(発言する者あり) 所管事務ですることは可能ですけれども、必ずこの日ということで設定をされておられるのであれば、議運の中で入れていただければいいと思います。

大井淳一郎委員長 一般質問が今のところ5日になっていますけれども、これも。

中村議会事務局長 この6月定例会の日程表ですけど、一応、枠取りといいますが本会議の会期の目安という形で出させていただいていますので、議案によったり一般質問の人数によったりしまして、実際の議事日程は変わってくると思いますが、一応6月12日から29日の間は6月の定例会ということで皆さん体を空けておいてくださいということで御理解い

ただければと。

高松秀樹委員 委員会予備日と休会って、どういう使い分けをしていますか。

清水議会事務局次長 委員会予備日は各常任委員会があるときに1日、あるいは二日設けるといふ申し合わせがありますので、委員会の次の日を委員会予備日としています。後半部分の休会については、議事整理日とかがあります。ただ、委員会の審査状況によりまして、委員会予備日でない休会日に委員会が入ってくる場所があります。一応日程の作り方としては、28日を委員会予備日として設定している場所です。

大井淳一郎委員長 会期日程について、これはまた流動的になると思いますが、この枠は空けておいてください。私から少し気になった点で確認したいことがあります。今回、3月定例会の特別会計、分科会ということで、一般会計を全部で3分担していることでかなり負担を掛けました。あと、歳入を総務が扱っていますが、私もそうだと思うのが、歳入をまず河野委員長がやって、その後に歳出をやってとかで、何回も出たり入ったりがありました。法令上引っ掛かる部分があるのかもしれませんが、歳入を各分科会で持つ。つまり総務だけ1本じゃなく、実際質疑の中でも歳入に及ぶところは各分科会で触れられなかったんです。その辺も少し宿題として皆さんで考えていただきたい。最初に言った委員長の負担なんですけれども、制度上どうなっているか確認し漏れたんですが、分科会長をそれぞれの委員長がやるようになっていますが、大学は置いておいて、例えば総務文教分科会の分科会長を委員長が務めているんですが、これを副委員長がというように補正だけでもできないのかなと思います。事務局、要綱上はどうなっていますか。充てるとか書いていますか。確認をしたいと思います。副委員長にもこういったことを経験させることで、将来また委員長とかにもなる人ですので、そういう意味でもいいのかなと思っています。

中村議会事務局長 一般会計予算決算常任委員会運営要綱の中で、分科会の組織というところで、分科会に分科会長及び副分科会長を置き、それぞれ当該分科会に対応する常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てるという条文を入れています。

大井淳一郎委員長 もちろん要綱上はそれで当然の要綱なんですけど、今言われたように、委員長の負担がかなり重いなというのが個人的に思ったんですけど、実際どうかなと思ってですね。大学は大丈夫ですけどね。大学は別というのもおかしいですね。その辺は含めてになると思いますが。これ、私がちょっと投げ掛けで言ったもんですから。

中村議会事務局長 今日は資料がないんですが、先ほど言われました歳入の関係も特財という点からいうと、技術的にはやっぱり支出と一緒に審査するというのも合理的な方法かと思しますので、その辺り事務局でも研究させていただければと思います。

高松秀樹委員 せっかくですから、それと同時に今回の分科会形式で審査をしていますけど、その辺も含めて見直す見直さないは別にしても、ちょっと考えたほうがいいかもしれんですね。

大井淳一郎委員長 言われるとおり、私もこれを機にほかの分科会方式を採っているところを見ながら、全体会やったりとか。明日なんか本会議がしゅんしゅんになるんで、これがいいのかというのもありますんで、それも含めて皆さんでも検討していただければと思います。そのほかに皆さんで何かあれば。

小野泰議長 28日が最終日になりますんでちょっと協議してもらいたいんですが、会派とかで視察に行っています。その報告なんですけど、委員会は本会議でやります。政務調査研究というのは全員協議会でやるとなっていますんで、それをそうするか議員連絡会でするか、その辺りを決

めておっていただければ、最終日に報告をしたいというほうができると思いますんで。

大井淳一郎委員長 議長から提案がありましたように、言われるとおりです。昔の全員協議会というのが残っているんで、全員協議会の位置付けが変わったことによって、会派についてどうかということがありましたが、これは当然急ぎますよね。連絡会か本会議場の全員協議会でやるか。

高松秀樹委員 それは全員協議会でしょ。それ以外ないんじゃないんですか。

大井淳一郎委員長 高松委員から御意見がありました。会派の部分は政務活動費から出ていますし、先進地では視察報告書も委員会だけではなく、会派の視察報告書も報告すべきではないかというところもありますので、要綱を変えずに全員協議会の公開の場でやっていただきたい。ただし、3会派ぐらいの場合は代表がやるという対応をしていきたいと思います。では、全員協議会で対応するという事で議長、取り計らいのほどよろしくお願いします。当然、質疑もありますので。全員協議会でも質疑はやっていましたよね。今回二つの会派、一つは三つの会派の代表ですけど、視察報告を全員協議会でしていただくということにしたいと思います。そのほか皆さんで。よろしいですか。事務局もよろしいですね。それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後 4 時 2 1 分 散会

平成 3 0 年（2 0 1 8 年）3 月 2 6 日

議会運営委員長 大 井 淳一郎